



第113期定時株主総会 株主総会参考書類＜別冊＞

第2号議案	株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件	
	1. 第四銀行の最終事業年度（平成30年3月期）に係る 計算書類等の内容……………	1
	（招集ご通知P.34「5. 第四銀行に関する事項」）	
	2. 新株予約権の内容……………	33
	（招集ご通知P.5～P.22「株式移転計画書（写）」および P.32～P.33「4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲 げる事項についての定め相当性に関する事項」の別紙2－① －1～3－⑦－2）	

株式会社 北 越 銀 行

証券コード：8325

第四銀行の最終事業年度（平成30年 3 月期）に係る計算書類等の内容

第207期事業報告（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行では、本店および国内支店等において、預金業務および貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

金融経済環境

（国内経済）

平成29年度の国内経済を顧みますと、企業の輸出や生産活動が堅調に推移したほか、個人消費も雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きが続き、全体としては緩やかな回復基調となりました。

（地域経済）

当行の主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましても、企業収益の改善が進むなか、設備投資の増加基調が続いたほか、雇用・所得環境の改善により個人消費も持ち直すなど、全体としては緩やかな回復基調となりました。

（金融情勢）

為替相場は、年度初に1ドル＝111円台で始まったのち、概ね1ドル＝108円から114円台で推移しましたが、米国の通商政策に対する警戒感の高まりなどから、3月には一時104円台まで円高が進行し、年度末には1ドル＝106円台となりました。

株式相場は、堅調な海外経済を背景とした企業の業績拡大への期待などから、日経平均株価は年度初の18,900円台から、1月にはバブル崩壊後の高値を26年ぶりに更新する24,100円台に上昇しましたが、その後、米国長期金利の上昇による影響などから下落に転じ、年度末には21,400円台となりました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、年度初の0.07%台から、北朝鮮情勢などの地政学リスクの高まりなどにより9月には一時マイナス0.01%台まで低下しましたが、その後は、先行きの不透明感が和らいだことなどからプラスに転じ、年度末には0.04%台となりました。

事業の経過および成果

このような金融経済環境のもと、当行では、中期経営計画「ステップアップ 2nd Stage (セカンドステージ)」(平成27年度から平成29年度)において、「収益力の強化」と「適切なリスクコントロール」を重要課題と捉え、3つの基本戦略「トップライン(コア業務粗利益)改革」「人財力・組織力」「リスクマネジメント」の進化に取り組むことで、業績の伸展と経営体質の改善・強化を推し進めてまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

(個人向け商品・サービス等)

個人のお客さまの資産運用につきましては、平成29年6月に策定・公表した「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」のもと、中・長期的な資産形成をご支援するため、バランス型ファンドを中心に投資信託商品のラインアップを拡充いたしました。また、「T S U B A S Aアライアンス(※¹⁾)」参加各行の共同施策の一環として、世界銀行が開発途上国を支援するために発行する「グリーンボンド」を第四証券株式会社と連携し取り扱うなど、多様化する運用ニーズにお応えするためグループ一体となって取り組んでまいりました。

また、平成30年1月からは、お客さまの利便性向上を図るため、タブレット端末を活用し、投資信託や保険商品をご契約いただく際に、書類への記入や捺印を不要とする取り扱いを開始いたしました。

個人ローンにつきましては、借換専用無担保住宅ローンのご融資限度額を2,000万円まで拡大するなどの商品改定を実施したほか、インターネットやスマートフォンでお申し込みが完結する仕組みをフリーローンにも導入するなど、商品やサービスの一層の充実に努めてまいりました。

(※¹⁾) T S U B A S Aアライアンス

平成27年10月に「T S U B A S A金融システム高度化アライアンス」として、当行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行の3行により発足した広域連携の枠組みです。平成28年3月に株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、平成30年4月には、株式会社北越銀行が加わり、現在7行が参加しています。連携の領域が順調に拡大していることから、平成30年4月に正式名称を「T S U B A S Aアライアンス」へ変更しました。

(法人向け商品・サービス等)

法人のお客さまとのお取引につきましては、事業性評価に基づき、各種制度融資やシンジケートローン、私募債など、事業者の皆さまの様々な資金ニーズに積極的にお応えし、地域における金融円滑化に向けた取り組みを一層強化してまいりました。

また、だいいし経営コンサルティング株式会社との連携により、創業から持続的成長に至るまでを一貫してご支援する「ニュービジネス・ワンストップサポートプログラム」のほか、海外市場開拓をサポートする「グローバル市場開拓チャレンジプログラム」や、事業承継・M&Aに関する課題の解決に向けた「事業承継サポートプログラム」など、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能のご提供に努めてまいりました。

事業拡大に向けたご支援では、「にいがた県産品輸出戦略チャレンジ相談会」や「中国ビジネス交流会」のほか、高速道路のサービスエリアなどの商業施設との「事前予約型個別商談会」などを通じて、国内外でのビジネスマッチングの機会を幅広くご提供するなど、お客さまの付加価値向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいりました。

(店舗等)

店舗ネットワークでは、平成29年4月に三条支店と三条東支店を店舗内店舗方式を採用した新店舗に移転オープンいたしました。この新店舗は、ご高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまをはじめ、すべてのお客さまが安全かつ快適にご利用できるように整備された施設として、新潟県より「平成29年度『人にやさしいまちづくり賞（施設部門）』」を受賞いたしました。今後も皆さまから、安心してご来店いただける店舗づくりを進めてまいります。

また、平成30年4月より、お客さまの利便性向上を目的として「インターネット支店」を開設するとともに、スマートフォン向けに「第四銀行口座開設アプリ」のご提供を開始いたしました。

今後も皆さまから、より便利に当行をご利用いただけるよう、サービスの向上に努めてまいります。

(「地方創生」への取り組み)

「しごと」が地方への「ひと」の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すという「地方創生」の実現に向けて、地域金融機関に期待される役割はますます大きくなっています。

当行では、地域の「しごと」の活性化に向けて、新潟県及び県内全市町村との連携により、事業プランを公募し優れたプランを表彰する「だいいし創業アワード2017」を開催するとともに、新潟の新しい地域ブランドの創造を目的に、事業者や学生の優れたアイデアを表彰する「第2回N I I G A T A ビジネスアイデアコンテスト」を開催いたしました。

今後も「地方創生」の実現に向けて第四銀行グループを挙げて積極的に取り組んでまいります。

（「デジタルイゼーション」への取り組み）

当行では、ＩＴ技術を活用したデジタルイゼーションによる新しい金融サービスの創出や業務の効率化に向けた取り組みを加速させるため、平成29年10月に「デジタルバンキング推進室」を、平成30年2月に「業務革新室」を新設いたしました。

また、平成30年4月より銀行のお取引メニューに加え、地域情報などお役に立つさまざまな情報を掲載したスマートフォン向けの「にいがたタウン情報アプリ」のご提供を開始したほか、ＲＰＡ（※²）を活用した業務の効率化を積極的に進めております。

今後も既成概念にとらわれない柔軟な発想によるイノベーションを通じて、先進的かつ利便性の高い金融サービスのご提供に向けた取り組みを強化してまいります。

（※²）ＲＰＡ

「Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の略。従来人手で行っていたパソコンによる定型業務などをソフトウェアロボットを活用して自動化する取り組みを意味します。

（「働き方改革」への取り組み）

多様な人財が活躍する組織の構築に向けて、当行は「働き方改革」を積極的に推進しており、平成29年9月に県内金融機関では初めて、新潟労働局と働き方改革に関する包括連携協定を締結いたしました。

また平成29年度は、当行の女性活躍推進や健康経営への取り組みが評価され、女性活躍推進法に基づく国の認定制度である「えるぼし認定」のほか、経済産業省および日本健康会議が共同で実施する制度である「健康経営優良法人2018（ホワイト500）」に認定されております。

今後も職員が安心して働き、能力を最大限発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

（「ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）」への取り組み）

当行では、持続可能な社会の実現に向けて企業としての社会的責任を果たしていくため、「ＥＳＧ」への取り組みを強化することを目的に、平成30年2月に「ＥＳＧ推進室」を新設いたしました。なお、平成30年5月に「第四銀行グループ ＥＳＧへの取組方針」を公表しております。

今後も環境問題や地域社会の課題解決に積極的に取り組むことで、地域とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

(預金)

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中1,261億円増加し、期末残高は4兆8,401億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、期中910億円増加し、期末残高は3兆2,461億円となりました。このうち、個人向け貸出の期末残高は7,696億円、中小企業向け貸出の期末残高は1兆1,895億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、期中42億円減少し、期末残高は1兆7,586億円となりました。

(損益)

損益状況につきましては、貸出金利息は減少しましたが、役務取引等利益が増加したほか、経費の削減などにより、経常利益は前期比34億27百万円増益の186億58百万円、当期純利益は前期比20億円増益の134億89百万円となりました。

なお、連結経常利益は前期比36億95百万円増益の206億51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比22億48百万円増益の137億76百万円となりました。

当行の対処すべき課題

当行では、平成30年4月より新・中期経営計画「ステップアップ New Stage（ニューステージ）～変革と飛躍～」をスタートさせました。

金融業界を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少の想定を上回るスピードでの進行や、マイナス金利等の金融緩和政策の長期化に加え、異業種企業の銀行業務への参入増加による競合の一層の激化など、変化のスピードが加速し、かつその多面性や複雑性が増している異次元の大変革期にあると言えます。

こうした環境認識のもと、「ステップアップ New Stage」では、前・中期経営計画における3つの基本戦略を継続し、引き続き「トップライン改革」を最重要戦略として位置づけ、デジタルイノベーションを活用した「業務改革」「店舗改革」「チャネル改革」を3つの柱とする大胆な「構造改革」に取り組んでまいります。

「ステップアップ New Stage」での取り組みを通じて、当行の企業理念を実践し、「地域経済の downstairs をし、地域社会とお客さまの発展に貢献する」という地方銀行の役割・使命を果たすことで、地域とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

また、皆さまからの当行への信頼を揺るぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化に引き続き全力で取り組み、より高い倫理観の確立を図るとともに、質の高いガバナンスの構築に努め、株主の皆さまやお客さま、ならびに地域の皆さまの視点に立った「企業価値」の向上を追求してまいります。

併せて、当行グループの総力を挙げて、環境問題や次世代支援など、E S G（環境・社会・ガバナンス）の考え方を重視した経営を実践し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

また、北越銀行との経営統合につきましては、平成29年4月5日の基本合意後、両行による協議・検討を進めてまいりましたが、本年3月23日に経営統合契約書を締結し、5月11日に株式移転計画書を作成いたしました。

本株主総会でのご承認と関係当局の許認可等が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月1日に両行の完全親会社となる「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」を設立いたします。

新金融グループは、これまで長きにわたり築き上げてきたお客さまとの信頼関係、地域とのネットワークを土台として、従来以上に付加価値の高い金融仲介機能及び情報仲介機能を発揮し、経営統合の第一の目的である「地域への貢献」の早期実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

従来にも増してご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	42,937	43,578	44,893	46,413
	定期性預金	15,364	15,208	14,806	14,631
	その他	27,573	28,370	30,087	31,782
貸	出金	28,259	29,612	31,551	32,461
	個人向け	6,340	6,736	7,197	7,696
	中小企業向け	9,630	10,206	11,092	11,895
	その他	12,289	12,670	13,260	12,869
商	品有価証券	23	22	18	16
有	価証券	18,620	17,811	17,628	17,586
	国債	9,848	8,871	6,922	5,785
	その他	8,771	8,939	10,706	11,800
総	資産	51,453	53,045	56,352	59,162
内	国為替取扱高	230,077	239,742	233,652	246,061
外	国為替取扱高	百万ドル 2,436	百万ドル 2,246	百万ドル 2,706	百万ドル 2,370
経	常利益	百万円 22,918	百万円 21,711	百万円 15,231	百万円 18,658
当	期純利益	百万円 13,818	百万円 14,228	百万円 11,489	百万円 13,489
1株当たり	当期純利益	39円46銭	41円34銭	335円52銭	398円74銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経	常収益	980	983	948
経	常利益	262	243	169
親会社株主に	帰属する当期純利益	142	144	115
純	資産額	3,318	3,196	3,261
総	資産	51,937	53,422	56,737

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,328人	2,335人
平均年齢	39年 6 月	39年 7 月
平均勤続年数	16年11月	17年 0 月
平均給与月額	431千円	446千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く 3 月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
新潟県	112店	(5)	112店	(5)
東京都	2	(ー)	2	(ー)
北海道	1	(ー)	1	(ー)
福島県	1	(ー)	1	(ー)
富山県	1	(ー)	1	(ー)
埼玉県	1	(ー)	1	(ー)
神奈川県	1	(ー)	1	(ー)
愛知県	1	(ー)	1	(ー)
大阪府	1	(ー)	1	(ー)
合 計	121	(5)	121	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末 1 か所）、店舗外現金自動設備を91か所（前年度末94か所）に設置しております。
また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行および株式会社イーネットとの提携による現金自動設備もご利用いただけます。

(当年度末現在)

	全 国	うち新潟県内
ロ ー ソ ン A T M	12,783か所 12,813台	163か所 163台
セ ブ ン 銀 行 A T M	22,668か所 24,392台	450か所 617台
イ ー ネ ッ ト A T M	12,894か所 12,980台	96か所 96台

□ 当年度新設営業所

該当はございません。

(注) 当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

- ① 次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
 - ・ウオロク魚沼店
- ② 次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
 - ・村松ショッピングセンター、ウオロク桜木店、宮内ショッピングセンター、西長岡ショッピングセンター

ハ 銀行代理業者の一覧

該当はございません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当はございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,404
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ エ ア	787

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含めております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
第四証券株式会社	新潟県長岡市城内町 三丁目8番地26	証券業務	昭和27年 8月8日	600百万円	100.00%	—
第四信用保証 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 本町通五番町224番地1	住宅ローンその他各種ローン の保証業務	昭和53年 10月27日	50百万円	100.00%	—
だいいし経営コンサル ティング株式会社	新潟県新潟市中央区 本町通五番町224番地1	ベンチャービジネス等に対す る投融資、コンサルティング 業務	昭和59年 6月8日	20百万円	50.00%	—
第四リース株式会社	新潟県新潟市中央区 明石二丁目2番10号	情報関連機器、産業機械設 備、医療用機器、商業設備、 自動車のリース、売掛債権の 買取及び管理業務、融資及び 保証業務	昭和49年 11月11日	100百万円	5.00%	—
第四コンピューター サービス株式会社	新潟県新潟市中央区 鑑一丁目1番17号	給料計算などの受託業務、各 種ソフトウェアの開発販売、 コンピューター導入の相談業 務	昭和51年 5月10日	15百万円	5.00%	—
第四ジェーシービ ーカード株式会社	新潟県新潟市中央区 上大川前通八番町1245 番地	JCBカードの発行、JCBカー ドによるショッピングサービ ス、キャッシングサービス、 各種消費者ローン、信用保証 業務	昭和57年 11月12日	30百万円	5.00%	—
第四ディーシー カード株式会社	新潟県新潟市中央区 上大川前通八番町1245 番地	DCカードの発行、DCカード によるショッピングサービ ス、キャッシングサービス、 各種消費者ローン業務	平成2年 3月1日	30百万円	5.00%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社および子法人等は上記の7社であります。その他に持分法非適用の非連結対象子法人等が4社あります。
3. 当期の連結経常収益は99,441百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13,776百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行および新潟県に本店（本所）を置く地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、新潟県信用農業協同組合連合会および農業協同組合、労働金庫の提携により、新潟県バンキングサービスセンター（略称ＮＢセンター）を相互利用しての口座振替による代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行および株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行および株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および第四証券株式会社と金融商品仲介業における業務提携を行い、証券取引口座の開設、債券売買の取り次ぎ等を行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行および株式会社北越銀行との間で、「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当はございません。

(8) その他当行の現況に関する重要な事項

株式会社北越銀行との経営統合につきましては、（１）事業の経過および成果等〔当行の対処すべき課題〕に記載のとおりでございます。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名					地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
なみ 並	き 木	ふ 富	じ 士	お 雄	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) 取締役会議長 統轄・秘書室担当	—	—
さ 佐	さ 々	き 木	こう 広	すけ 介	取 締 役 副 頭 取 (代 表 取 締 役) 監査部・リスク統括部担当	—	—
は 長	せ 谷	がわ 川		さとし 聡	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) グループ戦略企画部・総合企画部・ 東京事務所担当	—	—
わた 渡	なべ 邊	たく 卓	や 也		常 務 取 締 役 市場運用部担当	—	—
みや 宮	ざわ 沢	けい 啓	じ 嗣		常 務 取 締 役 審査部・総務部担当	—	—
お 小	ばら 原	きよ 清	ふみ 文		常 務 取 締 役 営業本部長兼地方創生推進本部長 コンサルティング推進部・ 営業統括部・システム部担当	—	—
おお 大	ぬま 沼	きみ 公	なり 成		常 務 取 締 役 本店営業部長兼新潟空港出張所長	—	—
えい 永	づか 塚	じゅう 重	まつ 松		常 務 取 締 役 事務本部長 事務統括部・事務サービス部・ 事務サポート部・人事部担当	—	—
うえ 殖	ぐり 栗	みち 道	ろう 郎		取 締 役 兼 執 行 役 員 グループ戦略企画部長	—	—
た 田	なか 中	のぶ 信	や 也		取 締 役 (監 査 等 委 員)	—	—
かわ 河	い 合	しん 慎	じ ろう 次 郎		取 締 役 (監 査 等 委 員)	—	—
つる 敦	い 井	えい 榮	いち 一		取締役 (監査等委員) (社外取締役)	北陸瓦斯株式会社 代表取締役会長	—
ます 増	だ 田	こう 宏	いち 一		取締役 (監査等委員) (社外取締役)	公認会計士	財務・会計に関する知 見を有しております。
お 小	だ 田	とし 敏	ぞう 三		取締役 (監査等委員) (社外取締役)	株式会社新潟日報社 代表取締役社長	—
さ 佐	さ 々	き 木	たか 隆	し 志	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	東北電力株式会社 常任監査役	—

- (注) 1. 社外取締役 敦井榮一、増田宏一、小田敏三および佐々木隆志は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役（監査等委員）の異動
平成29年6月27日開催の第206期定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員）関澤正道は辞任いたしました。
3. 行内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人および監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）田中信也、河合慎次郎を常勤の監査等委員に選定しております。

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名				担 当
しん 進	どう 藤	ひろし 博		上越ブロック営業本部長 高田営業部長兼本町出張所長
みや 宮	もと 本	のぶ 信	あき 秋	コンサルティング推進部長
と 戸	だ 田	まさ 正	ひと 仁	市場運用部長
しば 柴	やま 山	けい 圭	いち 一	南新潟支店長
ほ 保	さか 坂	なる 成	ひと 仁	長岡ブロック営業本部長 長岡営業部長
た 田	なか 中	たか 孝	よし 佳	人事部長

(注) 平成30年6月26日付で、取締役を兼務しない執行役員4名が就任予定であり、氏名および担当（年度末現在）は以下のとおりであります。

氏 名				担 当
ほり 堀		たけ 岳	ひこ 彦	白山支店長
さか 坂	い 井	かつ 克	とし 敏	東京支店長
こ 小	ばやし 林	とし 俊	ゆき 之	事務統括部長
まき 牧		とし 利	ゆき 幸	三条支店長兼三条東支店長

＜ご参考＞

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしています。

【独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当行から多額の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当行の主要株主、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A：上記（1）～（5）に該当する者
 - B：当行の子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の１％以上を基準に判定する。

※「多額」の定義

過去３年平均で、年間1,000万円以上

※「主要株主」の定義

議決権比率10％以上

※「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

※「近親者」の定義

配偶者および二親等内の親族

(2) 会社役員に対する報酬等

取締役の報酬は、株主総会にて承認された年間総額の範囲内で、監査等委員でない取締役は取締役会にて、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて別途定めている内部規程により、各役員の報酬額を年度ごとに決定しております。

- ① 株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ② 報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて「持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する銀行」を目指すという当行の役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ③ 監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当行の経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ④ 具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績等に応じた賞与および中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるためのストックオプションで構成するものとする。
- ⑤ 監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮した報酬内容とする。

＜報酬等の内容＞

(単位：百万円)

区 分	支給人数		報酬等の総額			
			基本報酬	賞 与	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン	退職慰労金
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	350	173	88	89	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	7名	69	69	—	—	—
計	17名	420	242	88	89	—

(注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額300百万円以内（使用人兼務役員の使用人分は含めず）と定められております。また、この限度額の別枠として、取締役（監査等委員を除く）のストックオプション報酬額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額130百万円以内と定められております。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額85百万円以内と定められております。

2. 取締役の報酬等には使用人としての報酬は含んでおりません。なお取締役の使用人としての報酬等の総額は22百万円であり、その内容は基本報酬、賞与およびストックオプションであります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
敦 井 榮 一	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
増 田 宏 一	同上
小 田 敏 三	同上
佐々木 隆 志	同上

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
敦 井 榮 一	北陸瓦斯株式会社 代表取締役会長 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。
増 田 宏 一	公認会計士
小 田 敏 三	株式会社新潟日報社 代表取締役社長 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。
佐々木 隆 志	東北電力株式会社 常任監査役 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
敦 井 榮 一	3年10か月	当年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。	会社経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
増 田 宏 一	6年10か月	当年度開催の取締役会13回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回出席しております。	公認会計士としての見地から、適宜発言を行っております。
小 田 敏 三	2年10か月	当年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。	会社経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
佐々木 隆 志	1年10か月	当年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。	他社監査役としての見地から、適宜発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等			
			基本報酬	賞 与	退職慰労金
報酬等の合計	4名	24	24	－	－

(4) 社外役員の意見

氏 名	社 外 役 員 の 意 見 の 内 容
敦 井 榮 一	意見はございません。
増 田 宏 一	同上
小 田 敏 三	同上
佐 々 木 隆 志	同上

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	57,699千株
	発行済株式総数	34,625千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	11,523名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,746 ^{千株}	5.15 [%]
日本生命保険相互会社	1,026	3.02
明治安田生命保険相互会社	1,015	2.99
東北電力株式会社	837	2.47
第四銀行職員持株会	827	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	764	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	736	2.17
大同生命保険株式会社	705	2.08
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	688	2.03
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	660	1.94

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を除き、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は、自己株式を742千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 熊 木 幸 雄 指定有限責任社員 飯 田 浩 司 指定有限責任社員 奥 村 始 史	65	当行監査等委員会は、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第3項の同意を行っております。 また、非監査業務として、株式会社北越銀行との経営統合に伴う会計処理等に関する助言業務を委託しております。

(注) 報酬等につきましては、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

当行ならびに当行の子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円
---	-------

(2) 責任限定契約

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会決議により、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る基本方針を定めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。今後も経営環境の変化に適切に対応するため、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の強化・充実に取り組んでまいります。

① 法令等遵守（コンプライアンス）体制（取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

コンプライアンス体制への取り組みとして、「ベストバンクとして地域に貢献し、親しまれ、信頼される銀行」という企業理念のもとに、コンプライアンスの基本方針を定める。

コンプライアンスの実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を定め、具体的な実践計画として年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の決議により策定する。

リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、全行的なコンプライアンス事項について審議する。

全行のコンプライアンスを統括するため、リスク管理統括部署にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画、研修・指導を通じてコンプライアンス体制の整備・向上を図る。

全部店内にコンプライアンス委員会を設置し、部店におけるコンプライアンス状況の確認と改善措置の検討を行う。

法令違反等のコンプライアンスに関する事実の報告体制として、「オピニオンボックス運用規程」および「公益通報取扱規程」に基づき、リスク管理統括部署を窓口とする「オピニオンボックス」制度を設ける。

取締役会直轄の内部監査部署を設置し、コンプライアンスに関する監査を実施する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織一体となり、毅然とした態度で臨み、同勢力との関係を遮断し、断固として対決する。

② 情報の保存・管理体制（取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制）

取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書（含む電磁的記録）について、当行の規程・要領等に従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程類の見直し等を行う。

取締役は、これらの文書を閲覧することができる。

③ リスク管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

各種リスクを正確に認識・把握し、適切な管理・監視を行うこと、およびそのプロセスを監査・検査することにより、リスクに見合った収益の安定的な確保、経営資源の適正配分を図ることを、当行のリスク管理の基本方針とする。

当行のリスク管理の組織および運営に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、当行として管理すべき対象のリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」、「サイバーセキュリティリスク」および「その他経営に重大な影響を与えるリスク」とする。

「オペレーショナル・リスク」を構成するリスクとして、「事務リスク」、「システムリスク」、「その他オペレーショナル・リスク」の３種類とする。「その他オペレーショナル・リスク」は「情報セキュリティリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「外部委託リスク」、「風評リスク」、「その他リスク」で構成することとし、管理手法・体制等を明確にすることで実効性のあるオペレーショナル・リスク管理を目指す。

全行的なリスク管理の統括を行うために「リスク管理・コンプライアンス委員会」、「ALM委員会」、「サイバーセキュリティ管理委員会」を設置する。

各委員会の委員長はリスク管理統括部署の担当役員（サイバーセキュリティ管理委員会はシステム部担当役員）とし、事務局をリスク管理統括部署内（サイバーセキュリティ管理委員会はシステム部内）に設置する。また様々なリスクに対応するため、各リスク毎に所管部署を定め、当該リスクを的確に認識・把握・管理する。

災害など不測の事態が発生した場合に業務の継続を確保するための「業務継続に関する基本方針」等の業務継続計画を定め、適時・適切な対応ができる体制を整備する。

④ 効率的な職務執行体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」により定められている事項および取締役会付議基準・報告基準に該当する事項を、すべて取締役会に付議・報告することを遵守する。

役付取締役をもって構成される常務会は、取締役会の定める基本方針に基づき業務執行に関する重要事項を決議および協議する。

常務会は、取締役会で定める「常務会権限規程」に基づき委任された事項を決議し、適切かつ効率的な職務執行体制を確保する。

当行業務の組織的運営は、「職制規程」、「執務規程」ならびに「本部事務分掌規程」に定め、各部門の責任者が適切かつ効率的な業務の遂行にあたる。

⑤ **グループ経営管理体制（当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）**

当行および子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、グループ経営に係る基本方針とその体制について定めた「グループ経営管理規程」を制定するほか、グループ各社が中期経営計画を策定しそれを共有するなど、円滑なグループ運営を構築する。

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体を対象とした「コンプライアンスの徹底」、「内部監査体制の整備」、「親会社との協議、報告体制の整備」等についての体制を構築し、当行への報告を含めたグループ全体としてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備を適切に行う。

グループ会社各社と内部監査契約を締結し、当行内部監査部署による監査を実施し、各社の内部管理体制を検証する。

当行およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制報告制度に関する基本規程」を制定し、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

⑥ **監査等委員会の職務の補助に関する事項（監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項）**

当行は、監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて適切な人員を専任の使用人（以下「監査等委員会事務局スタッフ」という。）として配置する。

監査等委員会事務局スタッフを配置する場合、そのスタッフは、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会事務局スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会と協議の上、決定する。

⑦ **監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制（当行および子会社の取締役、監査役および使用人等が当行監査等委員会に報告するための体制、その他の当行監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制）**

（ア）主要な会議への出席

・当行は、監査等委員が銀行の重要会議に出席し、必要に応じて助言・提言・勧告等の意

見を表明できる体制を確保し、また監査等委員会の要請に応じて、グループ会社に関する事項を含む必要な報告および情報提供を行う体制を整備する。

(イ) 代表取締役と監査等委員との定期的な会合

- ・代表取締役は監査等委員と定期的会合をもち、経営上の諸問題や監査等委員会が行う監査の環境整備の状況等について意見交換を行う。また、関連会社・取締役等との意見交換を適切に行うことができるよう協力する。

(ウ) 監査等委員会への報告

- i 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。
- ii 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- iii 当行およびグループ各社の取締役、監査役および職員等から、経営に資する意見、提言、要望および通報等を受け入れる「オピニオンボックス」制度を設置し、その内容を当行監査等委員会に報告する体制、および当該報告をした者がそれを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(エ) 内部監査部門と監査等委員会との連携

- ・監査等委員会の監査の実効性を確保するため、内部監査部門は監査等委員会と内部管理体制における課題等について意見を交換するほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど連携・強化に努めるものとする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る方針（監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に実施する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

① 法令等遵守体制

当行は、法令やルールに則った厳格な業務運営ならびに経営の透明性の確保を目的として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、原則として四半期に1回開催しております。委員会では、コンプライアンスに関する課題を把握したうえで、コンプライアンス方針やコンプライアンスの実施状況の確認・審議を行っております。

また、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、顧客情報管理態勢の強化等により顧客保護の一層の徹底を図るとともに、当行およびグループ各社において、コンプライアンス研修を四半期に1回実施するなど、従業員への研修・啓発活動を実施しております。

② 情報の保存・管理体制

当行は、取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書について、当行規程・要領等に従い適切に保存・管理し、取締役は、これらの文書を閲覧することができる体制としております。

③ リスク管理体制

当行は、「リスク管理規程」に基づき、全行的なリスク管理の統括を行なうために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」、「ALM委員会」、「サイバーセキュリティ管理委員会」を設置しており、それぞれの委員会を原則として毎月1回（「リスク管理・コンプライアンス委員会」は原則として四半期に1回）開催し、各種リスクを的確に認識・把握・管理しております。

④ 効率的な職務執行体制

当行は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当該事業年度においては、取締役会を計13回開催いたしました。

なお、役付取締役をもって構成される常務会では、「常務会権限規程」に基づき、取締役会から委任された事項を決議し、適切かつ効率的な業務執行を行っております。

⑤ グループ経営管理体制

当行は、「グループ経営管理規程」および「グループリスク管理要領」に基づき、グループ各社が策定する中期経営計画およびその進捗状況や、グループ各社におけるリスク状況に係る報告を定期的に受けております。

また、当行の内部監査部署によるグループ各社への監査を適宜実施し、監査で判明した重要な事項については、当行の取締役会に報告し、グループ全体の経営管理を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務の補助に関する事項

当行は、監査等委員会の職務を補助するために、専任の監査等委員会事務局スタッフを1名配置しております。当該スタッフは、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。また、内部監査部門とのより一層の連携確保のため、監査等委員会の職務の補助者として内部監査部門である監査部と監査等委員会事務局を兼任する者2名を増員し、監査の実効性を強化しております。

⑦ 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務遂行を監査しております。

また、監査等委員は、当行取締役会や、経営会議、各種委員会に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当行役職員に説明を求めています。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る方針

当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求等に従い、適切に処理しております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当はありません。

10 会計参与に関する事項

該当はありません。

11 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、銀行業の公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科 目	金 額
資 産 の 部	
現金預け金	774,756
現金	36,360
預け金	738,396
買入金銭債権	15,313
商品有価証券	1,662
商品国債	61
商品地方債	1,600
有価証券	1,758,610
国債	578,565
地方債	245,709
社債	240,462
株式	139,263
その他の証券	554,608
貸出金	3,246,170
割引手形	13,130
手形貸付	64,299
証書貸付	2,760,679
当座貸越	408,061
外国為替	9,479
外国他店預け	9,475
買入外国為替	3
その他資産	52,627
前払費用	103
未収収益	4,936
金融派生商品	7,849
金融商品等差入担保金	5,696
その他の資産	34,041
有形固定資産	41,526
建物	9,983
土地	29,044
リース資産	143
その他の有形固定資産	2,355
無形固定資産	12,047
ソフトウェア	11,570
リース資産	3
その他の無形固定資産	473
前払年金費用	1,853
支払承諾見返	12,330
貸倒引当金	△10,145
資 産 の 部 合 計	5,916,232

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
預金	4,641,357
当座預金	273,650
普通預金	2,784,351
貯蓄預金	26,170
通知預金	15,251
定期預金	1,463,104
その他の預金	78,829
譲渡性預金	198,838
売現先勘定	36,735
債券貸借取引受入担保金	326,708
借入金	347,941
借入金	347,941
外国為替	144
売渡外国為替	122
未払外国為替	21
その他負債	23,724
未決済為替借	160
未払法人税等	2,752
未払費用	3,668
前受収益	1,061
金融派生商品	4,873
金融商品等受入担保金	1,235
リース債務	146
その他の負債	9,826
役員賞与引当金	88
退職給付引当金	1,026
睡眠預金払戻損失引当金	2,088
偶発損失引当金	770
繰延税金負債	11,090
再評価に係る繰延税金負債	5,520
支払承諾	12,330
負 債 の 部 合 計	5,608,364
純 資 産 の 部	
資本金	32,776
資本剰余金	18,635
資本準備金	18,635
利益剰余金	204,817
利益準備金	25,510
その他利益剰余金	179,306
固定資産圧縮積立金	656
別途積立金	154,334
繰越利益剰余金	24,316
自己株式	△4,240
株主資本合計	251,989
その他有価証券評価差額金	48,719
繰延ヘッジ損益	△380
土地再評価差額金	6,984
評価・換算差額等合計	55,324
新株予約権	554
純 資 産 の 部 合 計	307,867
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,916,232

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		78,538
資金運用収益	49,513	
貸出金利息	28,737	
有価証券利息配当金	20,263	
コールローン利息	0	
預け金利息	209	
その他の受入利息	303	
役務取引等収益	15,327	
受入為替手数料	4,857	
その他の役務収益	10,469	
その他業務収益	3,733	
外国為替売買益	1,756	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	1,164	
国債等債券償還益	16	
金融派生商品収益	787	
その他の業務収益	5	
その他経常収益	9,963	
貸倒引当金戻入益	1,029	
償却債権取立益	793	
株式等売却益	4,276	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	3,863	
経常費用		59,879
資金調達費用	4,735	
預金利息	780	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息	0	
売現先利息	614	
債券貸借取引支払利息	2,014	
借用金利息	105	
金利スワップ支払利息	1,192	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	5,166	
支払為替手数料	697	
その他の役務費用	4,469	
その他業務費用	3,098	
国債等債券売却損	3,091	
国債等債券償還損	4	
国債等債券償却	2	
営業経費	42,998	
その他経常費用	3,880	
貸出金償却	1,179	
株式等売却損	372	
株式等償却	45	
その他の経常費用	2,282	
経常利益		18,658
特別損失		56
固定資産処分損	46	
減損損失	10	
税引前当期純利益		18,601
法人税、住民税及び事業税	5,407	
法人税等調整額	△295	
法人税等合計		5,112
当期純利益		13,489

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
現金預け金	775,395
買入金銭債権	15,313
商品有価証券	1,715
有価証券	1,762,555
貸出金	3,236,059
外国為替	9,479
その他資産	101,059
有形固定資産	43,484
建物	10,276
土地	29,569
その他の有形固定資産	3,637
無形固定資産	12,209
ソフトウェア	11,718
その他の無形固定資産	491
繰延税金資産	822
支払承諾見返	12,330
貸倒引当金	△12,836
資 産 の 部 合 計	5,957,587

科 目	金 額
負 債 の 部	
預金	4,626,744
譲渡性預金	193,248
売現先勘定	36,735
債券貸借取引受入担保金	326,708
借入金	357,105
外国為替	144
その他負債	45,541
役員賞与引当金	100
退職給付に係る負債	811
役員退職慰労引当金	33
睡眠預金払戻損失引当金	2,088
偶発損失引当金	770
特別法上の引当金	11
繰延税金負債	13,566
再評価に係る繰延税金負債	5,520
支払承諾	12,330
負 債 の 部 合 計	5,621,461
純 資 産 の 部	
資本金	32,776
資本剰余金	25,179
利益剰余金	208,533
自己株式	△4,240
株主資本合計	262,249
その他有価証券評価差額金	51,126
繰延ヘッジ損益	△380
土地再評価差額金	6,984
退職給付に係る調整累計額	△666
その他の包括利益累計額合計	57,064
新株予約権	554
非支配株主持分	16,258
純 資 産 の 部 合 計	336,126
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,957,587

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		99,441
資金運用収益	48,991	
貸出金利息	29,051	
有価証券利息配当金	19,421	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	209	
その他の受入利息	308	
役務取引等収益	19,129	
その他業務収益	4,865	
その他経常収益	26,454	
貸倒引当金戻入益	683	
償却債権取立益	805	
その他の経常収益	24,964	
経常費用		78,789
資金調達費用	4,784	
預金利息	780	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
売現先利息	614	
債券貸借取引支払利息	2,014	
借入金利息	149	
その他の支払利息	1,198	
役務取引等費用	4,630	
その他業務費用	3,098	
営業経費	47,087	
その他経常費用	19,190	
その他の経常費用	19,190	
経常利益		20,651
特別利益		3
固定資産処分益	2	
金融商品取引責任準備金取崩額	1	
特別損失		57
固定資産処分損	46	
減損損失	10	
税金等調整前当期純利益		20,598
法人税、住民税及び事業税	6,539	
法人税等調整額	△425	
法人税等合計		6,113
当期純利益		14,484
非支配株主に帰属する当期純利益		708
親会社株主に帰属する当期純利益		13,776

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社第四銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社第四銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第207期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 第四銀行 監査等委員会

監査等委員 田中 信也 ㊞

監査等委員 河合慎次郎 ㊞

監査等委員 敦井 榮一 ㊞

監査等委員 増田 宏一 ㊞

監査等委員 小田 敏三 ㊞

監査等委員 佐々木隆志 ㊞

(注) 監査等委員敦井榮一、増田宏一、小田敏三、佐々木隆志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式会社第四銀行第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成22年7月26日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年間（平成20年7月27日から平成22年7月26日まで）

の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年7月27日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成22年7月27日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月28日から平成52年7月27日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成51年7月28日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第1回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成52年7月27日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成51年7月28日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成23年7月27日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：1年6ヶ月

⑤ ボラティリティ（ σ ）：1年6ヶ月間（平成22年1月28日から平成23年7月27日

- まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
 - ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
 - ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成23年7月28日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成23年7月28日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月29日から平成53年7月28日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第2回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成53年7月28日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成24年7月27日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年6ヶ月

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年6ヶ月間（平成22年1月28日から平成24年7月27日

- まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
 - ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
 - ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成24年7月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成24年7月30日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月31日から平成54年7月30日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第3回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成54年7月30日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成25年7月29日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年（平成23年7月30日から平成25年7月29日まで）の

各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成25年7月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成25年7月30日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月31日から平成55年7月30日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第4回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成55年7月30日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成26年7月29日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年（平成24年7月30日から平成26年7月29日まで）の

各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成26年7月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成26年7月30日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月31日から平成56年7月30日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第5回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成56年7月30日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成27年7月29日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年（平成25年7月30日から平成27年7月29日まで）の

各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成27年7月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成27年7月30日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月31日から平成57年7月30日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第6回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成57年7月30日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成28年7月28日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年（平成26年7月29日から平成28年7月28日まで）の

各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成28年7月29日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成28年7月29日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月30日から平成58年7月29日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成57年7月30日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第7回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成58年7月29日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成57年7月30日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社第四銀行第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四銀行第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株（平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、付与株式数は、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成29年7月27日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：1円

④ 予想残存期間（ t ）：2年

⑤ ボラティリティ（ σ ）：2年（平成27年7月28日から平成29年7月27日まで）の

各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

- ⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($\Lambda(\cdot)$)

4. 新株予約権を割り当てる日

平成29年7月28日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成29年7月28日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月29日から平成59年7月28日まで

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成58年7月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当行取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者および当行取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記12. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「10. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

14. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当行 秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社第四銀行 本店
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当行は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当行取締役頭取に一任する。

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社第四北越フィナンシャルグループ第8回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。
なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成59年7月28日まで
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成58年7月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することがで

きる。但し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

- ③ 上記①、②にかかわらず、新株予約権者および当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記9. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、

組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

13. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

14. その他

新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第1回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は2,391個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月27日から平成53年7月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成53年7月26日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第2回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は2,950個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月27日から平成54年7月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成54年7月26日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第3回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は2,407個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月27日から平成55年7月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに行行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成55年7月26日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第4回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は2,000個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月29日から平成56年7月28日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに行行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成56年7月28日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第5回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は1,637個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月28日から平成57年7月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成57年7月27日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第6回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は2,196個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株（平成28年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後付与株式数（調整方法は以下に定める。）は10株）とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月28日から平成58年7月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(5)に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
600,000千株
- (14) 一単元の株式の数
1,000株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第14回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第14回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成58年7月27日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上

株式会社北越銀行第7回株式報酬型新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

当行取締役が付与する新株予約権は1,552個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月27日から平成59年7月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに行行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、前記（4）所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（5）に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
前記（8）に準じて決定する。
- (10) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (12) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
新潟県長岡市大手通2丁目2番地14
株式会社北越銀行 本店営業部
- (13) 発行可能株式総数
60,000千株
- (14) 一単元の株式の数
100株

- (15) 株主名簿管理人の氏名または名称および住所ならびに営業所
株主名簿管理人 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店

以上

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第15回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第15回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は5株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成59年7月26日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、前記「4. 新株予約権を行使することができる期間」所定の行使期間内、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

7. 新株予約権の取得の事由および条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「6. 新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割

契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「7. 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ててのものとする。

11. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

12. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
13. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
14. その他
新株予約権の発行および割当てに関する細目の決定、ならびに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任する。

以上